

香川県立病院事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年3月31日

香川県病院事業管理者 松 本 祐 藏

香川県病院局管理規程第1号

香川県立病院事務決裁規程の一部を改正する規程

香川県立病院事務決裁規程（平成19年香川県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第3（第3条、第4条関係）						別表第3（第3条、第4条関係）					
関係事務	事 項	院長 委任	決裁区分			関係事務	事 項	院長 委任	決裁区分		
			院長	事務 局長	事務 局長 等				院長	事務 局長	事務 局長 等
1	略					1	略				
2	服務 関係事 務	略	(1)～(3) 略			2	服務 関係事 務		(1)～(3) 略		
	(4) 所属の職員の病気休暇（公務又は通勤による負傷又は疾病に係るものを除く。）、特別休暇（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県人事委員会規則第3号）第15条第1項第2号、第4号、第6号、第7号及び第15号から第17号までに掲げる場合のものに限る。）、介護時間及び部分休業の承認等を行うこと。						(4) <u>院長及び所属の職員の病気休暇（公務又は通勤による負傷又は疾病に係るものを除く。）、特別休暇（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県人事委員会規則第3号）第15条第1項第2号、第4号、第6号、第7号及び第15号から第17号までに掲げる場合のものに限る。）、介護時間及び部分休業の承認等を行うこと。</u>		○		
	(5) 略						(5) 年次休暇及び特別休暇（(4)に掲げるものを除く。）の承認等を行うこと。				
	<u>ア 所属の職員（この職員を除く。）に係るもの</u>	略				<u>ア 院長及び所属の職員（この職員を除く。）に係るもの</u>		○			

	イ 略
	(6)～(14) 略
3 略	

	イ 略
	(6)～(14) 略
3 略	

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。